

徳島県規則第五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府令第七号）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁令第九号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。